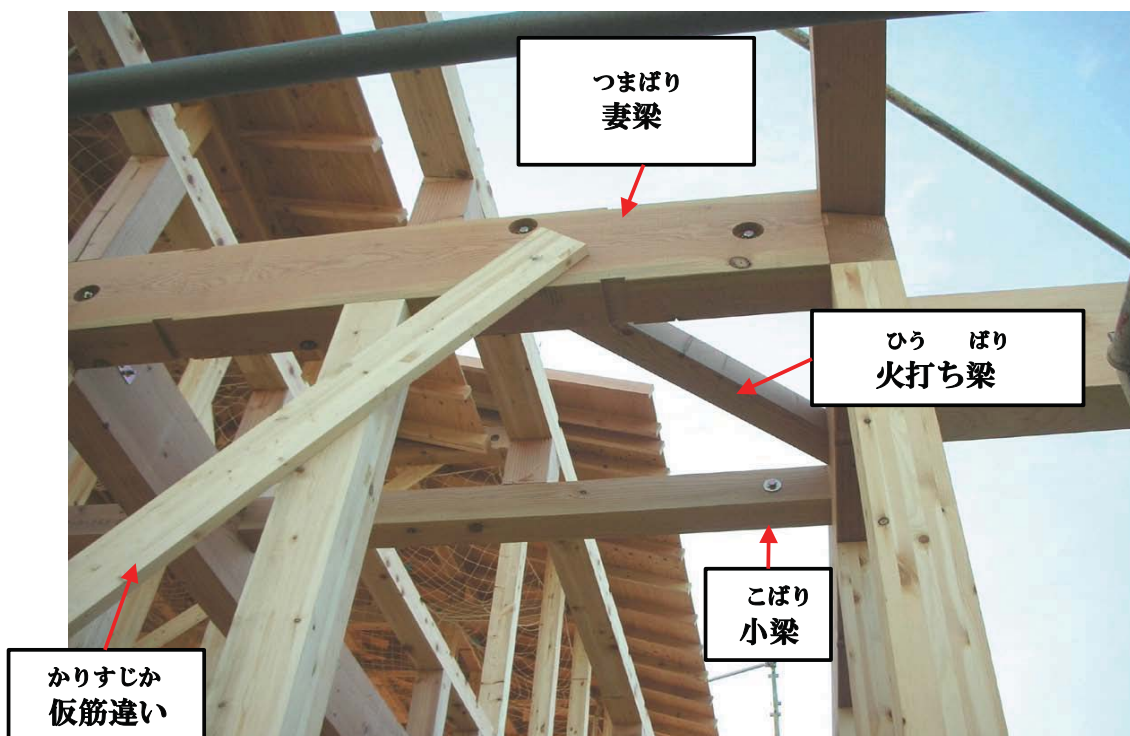


建築構造

建築構造図・写真④



建築構造

【指導要領】

小屋束	定義	・棟木や母屋の下に立つ垂直材である
	指導上のポイント	・箇所を理解させる（※P17の写真で箇所説明）
	安全衛生上の注意	・施工時は、保護具着用と落下防止措置を講じる

母屋	定義	・垂木を受ける構造材である
	指導上のポイント	・箇所を理解させる（※P17の写真で箇所説明）
	安全衛生上の注意	・施工時は、保護具着用と落下防止措置を講じる

棟木	定義	・軸組構造の小屋組み最上部に使われる横架部材で、垂木を受ける材料である
	指導上のポイント	・箇所を理解させる（※P17の写真で箇所説明）
	安全衛生上の注意	・施工時は、保護具着用と落下防止措置を講じる

隅木	定義	・寄せ棟屋根などの場合に、屋根勾配なりに軒桁や母屋に対して四方に45度取り付けられる部材である
	指導上のポイント	・箇所を理解させる（※P18の写真で箇所説明）
	安全衛生上の注意	・施工時は、保護具着用と落下防止措置を講じる

配付け垂木	定義	・隅木、谷木の側面に取り付けられた垂木である
	指導上のポイント	・箇所を理解させる（※P18の写真で箇所説明）
	安全衛生上の注意	・施工時は、保護具着用と落下防止措置を講じる

建築構造

【指導要領】

鼻かくし	定義	・軒先において垂木の端部などを隠す横板である
	指導上のポイント	・箇所を理解させる（※P18の写真で箇所説明）
	安全衛生上の注意	・施工時に保護具着用と落下防止措置を講じる

広小舞	定義	・軒先の先端に取り付ける板状の部材である
	指導上のポイント	・箇所を理解させる（※P18の写真で箇所説明）
	安全衛生上の注意	・施工時に保護具着用と落下防止措置を講じる

野地	定義	・屋根材を取り付ける下地となる面である
	指導上のポイント	・箇所を理解させる（※P19の写真で箇所説明）
	安全衛生上の注意	・施工時に保護具着用と落下防止措置を講じる

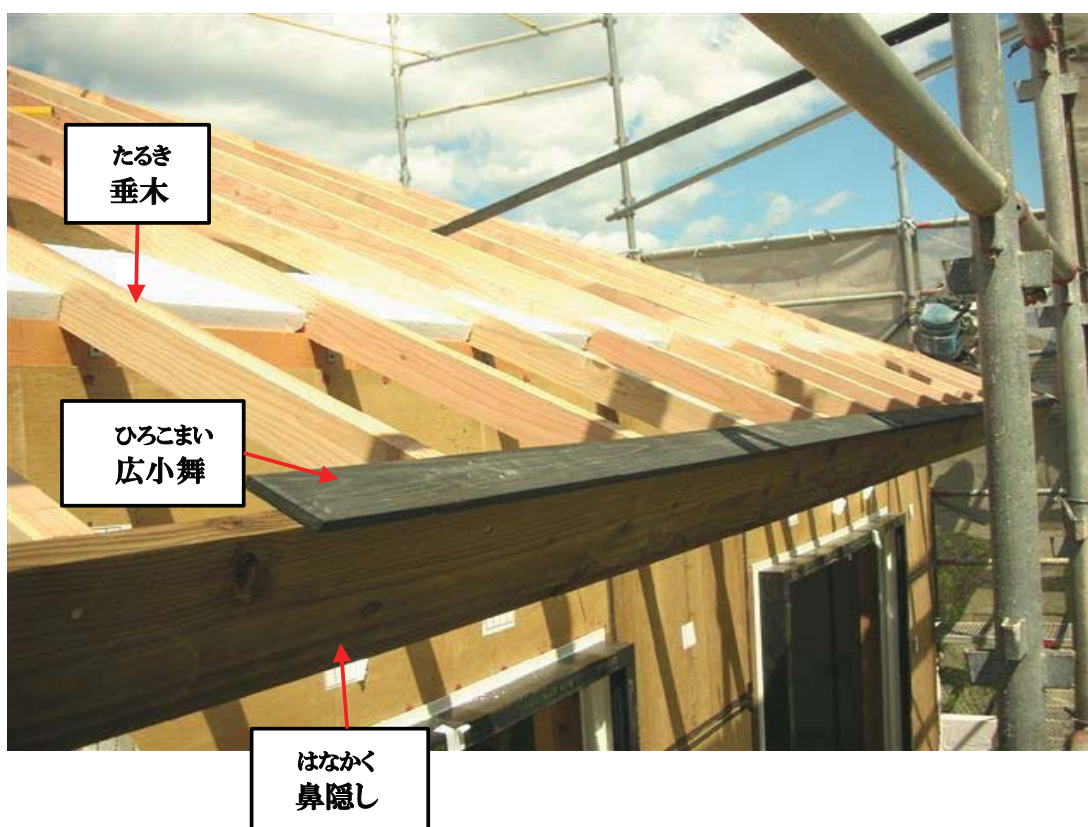
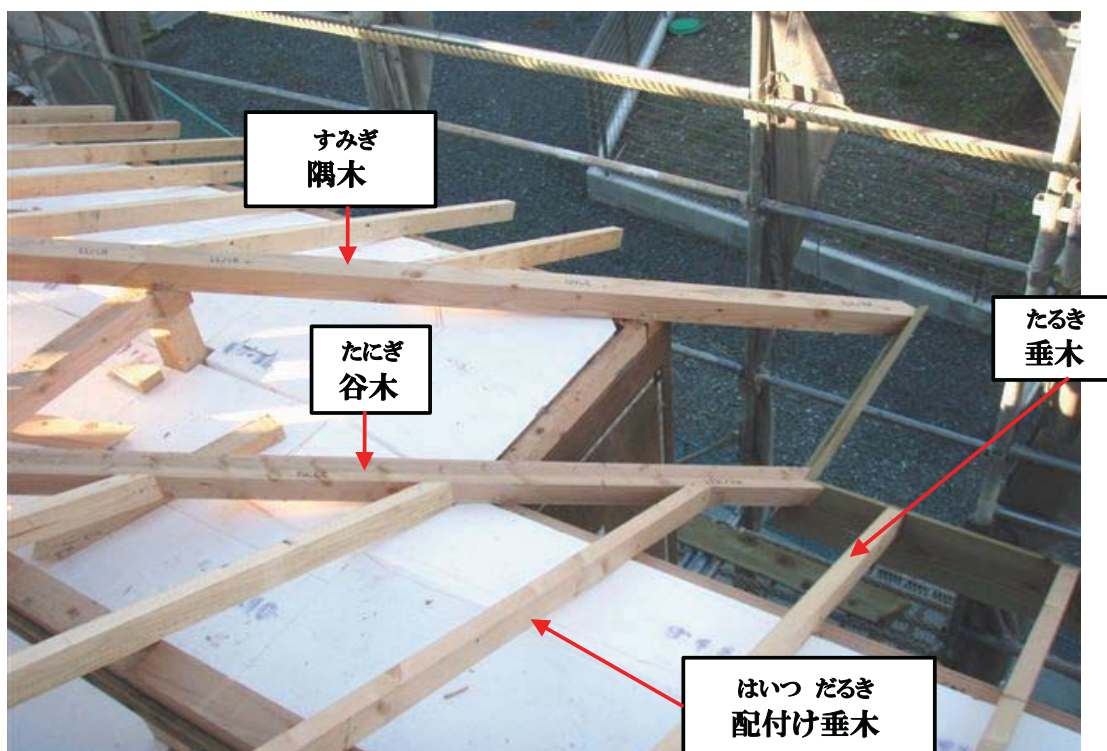
建築合板の種類	定義	I類	・コンクリート型枠用合板及び断続的に湿潤状態となる場所(環境)において使用することを主な目的とする合板である
		II類	・時々湿潤状態となる場所(環境)において使用することを目的とする合板である
		III類	・湿潤状態を想定していない合板。 I類・II類よりも防水性が劣る合板である (※現在では殆ど製造されていない)
	指導上のポイント	・I、II、III類の規準があることを理解させる	

建築構造
建築構造図・写真⑤



※写真上の白い部分は断熱材であるが、一般には、合板が敷かれます。

建築構造
建築構造図・写真⑥



建築構造
建築構造図・写真⑦



のじ(いた)
野地(板)

むなぎ
棟木

たるき
垂木

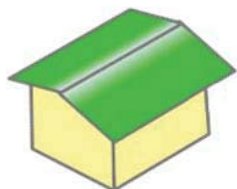


もや
母屋

はいつ だるき
配付け垂木

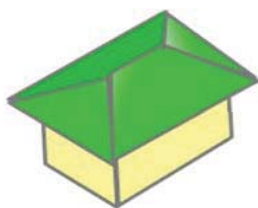
たにぎ
谷木

◆屋根の形状◆



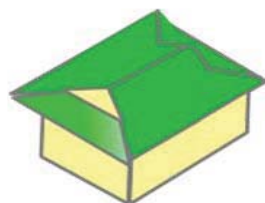
切り妻

棟を頂点に両端の下方へと展開する屋根



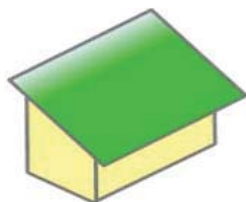
寄棟

棟の両端から四隅にそれぞれ降り棟がおりている屋根



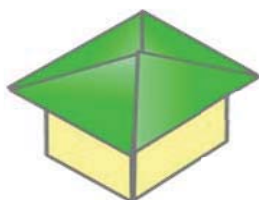
入母屋

切妻と寄棟の特徴を併せ持つ屋根



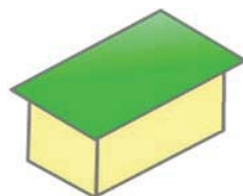
片流れ

どちらか一方だけに傾斜している屋根



方形

寄棟の一種で、正方形の間取りで
寄棟を採用したピラミッド型の屋根



陸屋根

屋根の勾配がほとんど無い水平な屋根
鉄筋コンクリート建築に多用される

建築構造

【指導要領】

屋根	定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 切り妻 …棟を頂点に両端の下方へと展開する屋根 ● 寄棟 …棟の両端から四隅にそれぞれ降り棟がおりている屋根 ● 入母屋…切り妻と寄棟の特徴を併せ持つ屋根 ● 片流れ…どちらか一方だけに傾斜している屋根 ● 方形 …寄棟の一種で、正方形の間取りで寄棟を採用したピラミッド型の屋根 ● 陸屋根…屋根の勾配がほとんど無い水平な屋根 鉄筋コンクリート建築に多用される
	指導上のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・形状と名称を一致して言えるようにさせる

施工法

【指導要領】

電気丸のこ	定義	・切断角度を0から90度に合わせて、回転しながら木材を切断する電動工具である	
	指導上のポイント	・定規の角に合わせて切断することを理解させる	
	安全衛生上の注意	使用する時	
			<ul style="list-style-type: none"> ・雨天での使用禁止 ・安定した場所で必ず使用する ・安全カバーを固定しない ・手袋は、使用してはいけない
		使用しない時	
	<ul style="list-style-type: none"> ・作業を中断する時は必ず固定スイッチを解除しておく ・使用しない場合は電源を抜く ・刃を下にして置かない ・安全カバーをかける 		

電動ドリル インパクト ドライバー インパクトレンチ	定義	・部材に穴を開けたり、金物、ビスを締める電動工具である
	指導上のポイント	・適材適所でビット、ソケット、ドリルの刃を使い分けることを理解させる
	安全衛生上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天での使用禁止 ・移動する時は、回転が停止したことを確認する ・ドリルの刃を素手で持たない

エアーコンプレッサー釘打機 (保護めがね)	定義	・コンプレッサーで圧縮された空気によって釘を打つ電動工具である
	指導上のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・打つ部材によりエアーの調整、釘の選択を行うことを理解させる ・釘のサイズ、打つ箇所は、図面または指導員に従うことを理解させる
	安全衛生上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天での使用禁止 ・必ず保護めがねを着用する ・作業を中断する時は、エアホースを抜く ・材料の打ち抜きに注意する ・打ちながら後退しない ・釘を打つ方向に人がいる時は、絶対に使用してはいけない ・ホースが届く範囲の移動の時は、トリガーから指を離してロックをする

3.安全衛生

①安全衛生とは

労働災害・健康被害防止の為の諸措置を言う。

- 危害防止基準の確立
- 責任体制の明確化
- 自主的活動の促進の措置

上記のような目的の為に、労働災害防止に関する対策を推進することによって、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成と促進をさすものである。

②安全衛生全体の指導ポイント

- 労働災害防止を目的とした安全教育が、なぜ必要かを理解させる
- 作業目的に応じた安全教育を推進する
- 労働災害の実例を紹介し、常に事故が起こりうることを理解させる

③安全衛生全体の注意事項

- KY活動を実施する
- 作業に適した服装で行う
- 安全朝礼を徹底する
- 安全帯を使用する
- 転落防止・落下措置を遵守する
- 電動工具、脚立、はしご等を適切に使用する
- 作業場を整理・整頓する
- 各種資格証を確認する

安全衛生

【指導要領】

枠組足場	定義	・門型の建枠に鋼製部材を組合わせ、積上げて構成する仮設足場である
	指導上のポイント	・単管足場との違いを理解させる
	安全衛生上の注意	・足場上では、必ず落下防止措置を講じる ・足場の脱着は、必ず足場作業主任者の直接の指示の下で行うようにする

単管足場	定義	・単管と呼ばれる鉄パイプを組み合わせて建てる足場である
	指導上のポイント	・枠組み足場との違いを理解させる
	安全衛生上の注意	・足場上では、必ず落下防止措置を講じる ・足場の脱着は、必ず足場作業主任者の直接の指示の下で行うようにする

落下等の基準	安全衛生上の注意	<p>【労働安全衛生法の遵守】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業主任者や木建作業主任者の指導の下、労働安全衛生法に遵守する <p>【高所作業時の服装】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全帯、ヘルメットを着用する （※ヘルメットはヘッドバンドとアゴバンドの調整を必ず行う） ・携帯工具は必要最低限にする （※工具には落下防止措置を講じる） ・滑らない靴、手袋を着用する <p>【高所作業の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず安全帯を使用する ・作業のために設けた開口部に、必ず落下防止措置を講じる ・上下に移動する作業は行わないようにする ・はしごを昇り降りをするときは、手に荷物を持たないようにする ・手すりの上に乗ったり、腰をかけたりしないようにする ・高所での運搬作業中、後ろ向きに歩かないようにする <p>【つり荷】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つり荷の上には乗らないようにする ・荷のつり上げ、つり下ろしを行う場合、足場や丸太に衝撃を与えないようにする ・荷をつり上げる際は、足場板や丸太などにチェーンブロックなどをかけないようにする ・高所に荷をのせた場合は、転落・転倒の防止措置を講じる ・高所作業者は、つり荷が接近した場合は退避する（つり荷の下には、入らない）
--------	----------	---

用語編